

沖縄初！ スマート農業技術活用促進法に基づく 計画の認定証授与式を開催しました。

生産方式革新実施計画の概要

2025年9月30日認定

自動操舵機能付きトラクターによる請負作業の効率化と、機械の作業効率を高める枕地の確保及び畝間の拡大で収益性アップ

経営上の課題

・沖縄県八重瀬町でさとうきび生産を行う申請者（30戸）においては、高齢化や労働力不足により、さとうきび作業の一部をサービス事業者に委託しているが、サービス事業者の抱える委託農家が多く、今後も高齢化や労働力不足が見込まれる中で、地域におけるさとうきび経営の安定を図るには、作業効率の向上と生産性の拡大が課題となっている。

・申請者がサービス事業者によるさとうきびの植付けや株出管理作業等を委託し、サービス事業者が自動操舵機能付きトラクターによる請負作業の効率化を図るとともに、申請者において機械の作業効率を高めるための枕地の確保と畝間の拡大を行うことで、生産性の向上を図る。

申請者：

【代表者】野原伸也（沖縄県八重瀬町）
ほか29名（沖縄県八重瀬町）

促進事業者：

【サービス事業者】農業生産法人株式会社野原ファーム
（沖縄県八重瀬町）

対象品目：

さとうきび

活用するスマート農業技術：

自動操舵機能付きトラクター

新たな生産方式：自動操舵機能付きトラクターの作業効率を高めるための枕地の確保や畝間の拡大を通じた労働生産性の更なる向上

活用を計画している支援措置：

補助事業の優遇措置

生産方式革新事業活動のイメージ

【代表者】野原伸也

その他の申請者

労働生産性の向上

自動操舵機能付き

トラクター

さとうきびの植付けや株出管理作業等の効率化



作業委託

【サービス事業者】
農業生産法人
株式会社
野原ファーム

枕地の確保、畝間の拡大

機械の作業効率の向上

沖縄総合事務局では、スマート農業技術活用促進法に基づき、農業者から申請のあった生産方式革新実施計画について、令和7年9月30日に管内初となる認定を行い、10月7日に認定証授与式を開催しました。

本法では、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画を認定し、認定を受けた農業者等

は、金融・税制等の特例措置を受けることができます。

今回認定を受けた計画は、申請者がサービス事業者（農業生産法人株式会社野原ファーム）にさとうきびの植付けや株出管理作業等を委託し、サービス事業者が自動操舵機能付きトラクターによる請負作業の効率化を図るとともに、申請者において機械の作業効率を高めるための枕

地の確保と畝間の拡大を行うことで、生産性の向上を目指す取組となっています。

※「枕地（まくらじ）」とは農地で機械が旋回するのに必要なスペースのことです。枕地の確保により機械の後進に係る作業が不要になります。

※「畝間（うねま）」とは農地で作物を栽培する際に設けられる畝（うね）と畝の間のスペースのことです。機械の作業幅に応じた畝間とすることで作物を傷つけずに作業を効率化することができます。



認定証授与



認定証授与

お問合せ先

農林水産部 生産振興課

☎098-866-1653